(文部科学省)

制度名	寄附文化醸成に向けた寄附税制の (①適用下限額の引き下げ ②年				
税目	所得税				
要	寄附金控除について、5千円の適用下限額を2千円に引き下げるとと もに、控除に係る手続を年末調整の対象とする。				
望					
Ø					
内					
5		減収見込額	▲296 百万円		
容		(平年度)	(▲11,469百万円)		
新設・拡充又は延長を必要	(1) 政策 (1) 政策 (1) 政策 (1) 政策 (1) 政策 (1) 政策 (1) 公司 (「おおい」 では いっぱい こういい いい	・、学 法お 及て動 及て舌 化し がこ例 にの 人よ 人よ。 技と かこ例 にの 人よ 人よ。 対と がいる。)動 法に。 法にる 学活術 人け びはを がはを い研 益のさ 益の化 とう 公附化 公附性 一こ がった		
え さ る 理	【学校法人等】 ① 人材養成の場であるとともに社会の活力を生み出す根源である。 は、わが国の将来の発展につた大学等は産学連携や社会人の再ていくことが求められている。	5り、大学等のまがるものであ す教育等を通じ	教育研究活動等の推進 る。また、これからの 社会への貢献を果たし		
由	に、寄附を増加させていく必要 附を促進するための寄附税制を	*** ** * ***			

② また、学校法人等については、近年の少子化等の影響により、経営環境の厳しさが増しており、安定した大学等の運営を行うために、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

【スポーツ法人】

- ① 世界共通の人類の文化の一つである、スポーツの振興により、生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、わが国の国際競技力を向上させ、子どもから大人まで心身ともに健全な明るく豊かで活力のある社会を実現することが求められている。スポーツの振興を図る上で、スポーツ法人が主体的かつ安定的に自主的な活動を行うことが重要であり、そのために寄附税制を更に充実させる必要がある。
- ② 財政基盤の強化のためには、寄附金収入等の多様な財源の確保を 図ることが重要であり、スポーツ法人への寄附を行いやすい環境を 整えるとともに、寄附を行う機運を高めるために、寄附税制を更に 充実する必要がある。

【文化芸術法人】

- ① 文化芸術は、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現するだけでなく、社会全体を活性化する上で大きな役割を果たしうるものであり、その振興が求められている。文化芸術の振興を図る上で、文化芸術法人の主体的な活動が重要な役割を担っており、その活動をさらに活性化させる上で、財政基盤の強化が求められている。
- ② 財政基盤の強化のためには、寄附金収入等の多様な財源の確保を 図ることが重要であり、文化芸術法人への寄附を行いやすい環境を 整えるとともに、寄附を行う気運を高めるために、寄附税制を更に 充実する必要がある。
- (3) 要望の措置の妥当性

教育、文化、スポーツ、科学技術・学術の各分野における公益的な 活動を促進していくため、寄附金控除を拡充することは、以下の理由 により妥当である。

- ① 寄附に係る税制上の優遇措置は、国・地方公共団体及び公益を目的とする事業を営む法人のうち、教育若しくは科学の振興や文化の向上など、公益の増進に著しく寄与する法人についてのみ認められるものであり、例えば、教育研究や文化芸術の振興に大きな役割を果たしている大学等、スポーツ法人や文化芸術法人はその範疇に含まれること。
- ② 学校法人等、スポーツ法人及び文化芸術法人に対する寄附を含め、そもそも寄附は寄附者の自主的・自発的な善意に基づくものであり、反対給付もないことから、その拡充のためには、寄附者が寄附しやすい環境整備を進める必要があり、税制上の優遇措置の拡充が寄附の呼び水となりえること。

		 ③ 適用下限額の引き下げにより少額の寄附でも控除対象となることから、より多くの国民の寄附に向けた意識や意欲が高まる。さらに、控除手続を年末調整の対象とすることにより、寄附者にとって現行の確定申告に比べて手間が省け簡便な手続となることから、寄附しやすい環境が整備される。 ④ 政府税制調査会基礎問題小委員会報告書(平成17年6月)においても、寄附金控除の控除限度額の拡充等について検討を行うべきとされていること。 ⑤ 教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)では、「企業や個人等から寄附金、共同研究費等の民間からの資金の活用について、各大学の自助努力を後押しするための税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める。」等とされていること。
今回の	政策評価体 系における 位 置 付 け	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 政策目標11 スポーツの振興 施策目標11-1 子どもの体力の向上 施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現 施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上 政策目標12 文化による心豊かな社会の実現 施策目標12 文化による心豊かな社会の実現
要望に関連	政 策 の 達成目標	教育、文化、スポーツ、科学技術・学術といった公益事業の振興を図る。具体例は以下の通り。 【学校法人等】 学校法人等については、寄附金収入等財源の多様化を促進しその経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。 【スポーツ法人】 スポーツ法人については、その財政基盤の強化を図り、スポーツ活動の一層の活性化を図る。 【文化芸術法人】 文化芸術法人については、その財政基盤の強化を図り、文化芸術活動の一層の活性化を図る。
する	租税特別措 置の適用又 は延長期間	
事項	同上の期間中 の 達 成 目 標	
	当該要望項目 以外の税制上 の 支 援 措 置	法人税法第37条(指定寄附金、特定公益增進法人)

	予算上の措置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	教育、文化、スポーや芸術創造活動の活			ため、私学助成	
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	予算上の措置と寄附 て、各法人の経営の 術・学術といった公)安定化が図られ、	教育、文化、ス)増加とが相まっ 、ポーツ、科学技	
	政 策 の 達成状況	学校法人等、スポーツ法人及び文化芸術法人の経営基盤、財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により強化が図られているものの、近年の少子化や厳しい経済・雇用情勢も踏まえ、より一層の環境整備が必要とされている。				
		文部科学省調べによる学校法人に対する個人からの寄附実績は以下の 通り。(現物寄附、入学時寄附金を含む。) (単位:百万円) (文部科学大臣所轄学校法人に対する個人からの寄附実績)				
しれま	租税特別措置 の適用実績	平成 17 年			平成 20 年度	
までの租税特別措置の		合 計	32,825	330,40	33,033	
	租税特別措置	全体的な傾向として、寄附額は横ばいであり、学校法人等の経営基盤				
適用実績	による政策 の達成目標の 実現状況等	のさらなる強化のため、学校法人等が一層寄附を受けられるよう寄附 税制の拡充が必要である。				
用実績と効果に関連する事項	【学校法人等】 学校法人等については、寄附金収入等財源の多様化を促進し、その終 営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。 前回要望時 の達成目標 の達成目標 スポーツ法人については、その財政基盤の強化を図り、スポーツ活動の一層の活性化を図る。					
		【文化芸術法人】 文化芸術法人につい の一層の活性化を図		盤の強化を図り	り、文化芸術活動	
	前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない 場合の理由	平成 19 年度の実績が、適用下限額をさ 等からあり、また、 寄附税制を拡充する	らに引き上げるべ 学校法人等のさら	きとの要望が著	所者や学校法人	

これまでの 要 望 経 緯

【学校法人等】

昭和56年度、昭和60年度~63年度、平成元年度、 平成12~16年度、平成18·19·20年度·21年度

【スポーツ法人】

平成18・19・20年度・21年度

【文化芸術法人】

平成18・19・20年度・21年度